5　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示等）

第百六十三条　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3　銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第百四十六条第三項各号に掲げる場合とする。

（所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百六十九条　所属信用金庫は、信用金庫代理業者の信用金庫代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

六　所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第百四十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用金庫代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

［七～九　略］

2　［略］

（標識の様式等）

第百六十九条の九　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

3　［略］

（廃止の届出等）

第百六十九条の三十二　［略］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用金庫電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用金庫電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3　［略］

4　信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［略］

別紙様式第15号の２（第137条の５第１項関係）　［略］

別紙様式第17号（第146条第１項関係）　［略］

3　［同上］

一　［同上］

二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（所属信用金庫の廃業等の掲示）

第百六十三条　信用金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属信用金庫における預金等その他その行う信用金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（所属信用金庫による信用金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第百六十九条　［同上］

［一～五　同上］

六　所属信用金庫の名称、信用金庫代理業者であることを示す文字及び当該信用金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるための措置

［七～九　同上］

2　［同上］

（標識の様式等）

第百六十九条の九　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3　［同上］

（廃止の届出等）

第百六十九条の三十二　［同上］

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3　［同上］

4　信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　［同上］

別紙様式第15号の２（第137条の５関係）　［同左］

別紙様式第17号（第146条関係）　［同左］